

経済社会理事会に対する特別諮問資格を有する NGO である
国際婦人年連絡会が 2020 年 10 月、CSW65 のために提出したステートメント

国際婦人年連絡会は、日本政府が、いまだに、日本の女性たちを、主として男性である世帯主に従属する存在であると理解していることをこのステートメントで示す。これは社会規範に組み込まれているが、無意識とはいええない偏見であり、日本の女性があらゆる生活の公的私的な局面において完全かつ効果的な参加と決定をすることの妨げとなっている。そのため、現在公的な領域で活躍している個々の女性たちは計り知れない苦勞をしている。

このことはコロナ・ウィルスに対する日本政府の政策によって顕在化した。2020 年 4 月に政府が縮小する経済活動への刺激剤として 12.7 兆円を用い、日本に住む人全てに対して 10 万円を配布すると発表した時に私たちはこの政策を評価したのだが、この「特定定額給付金」が、個人に対してではなく、世帯主が構成員全員を代表する形で受け取り、世帯主の金融機関の口座に送金されることがやがて判明した。

このような配布方法では、給付金を受け取るべき人々全員が給付金を実際に受け取ることは保証されない。申請するのは世帯主であるので、どのような理由であれ、世帯主が給付金はいらないと判断したならば、他の人たちは給付金を申請し、受け取る機会を、知らないうちに、同意もなしに、失ってしまう。ドメスティック・ヴァイオレンス(DV)など家族内の問題から、世帯主から隠れている人々がいることも見過ごしている。DV の被害者にこのような配布方法が与える深刻な被害について広く批判されたことから、DV 被害者に関しては、その後良い方向に解消された。だが、全ての人が円満な共同生活を送っているわけではなく、離婚しようとしている人々や別居している人などもいる。通常、このような人たちはお互い、十分なコミュニケーションが取れない状況にあり、いくら想像力を逞しくしても、自分の口座に振り込まれた貴重な 10 万円を受け取るべき相手にちゃんと渡すとは考えにくい。コマーシャルが「24 時間働けますか！」と喚いていた 1960 年代、日本は経済成長を享受した。社会は、その成功の罫に嵌り、いまだに、男性が主な家計維持者となり、女性が家事を負担するという（片稼ぎ世帯）モデルを放棄することができずにいる。今日、世帯の約 3 分の 2 には複数の有業者がいる（両稼ぎ世帯）という。政府が選択した支給金配布方法は、それぞれの世帯の多様な経済的取り決めを無視し、世帯主の口座に振り込めば事足りると、単純に判断している例証に他ならない。そして、政府が福祉その他のサービスに関し、個人ではなく、世帯主を筆頭とする世帯単位でこれまで判断してきたことの問題は根深い。

この現代版家父長制度を強要するもう一つの方法が、女性を納税者にさせないように、責任ある市民にならないようにしてきたことである。税制度の方針は明らかに、婚姻において女

性が経済的に扶養され、そのまま経済的に依存し続けるよう、それとなく、誘導している。男性は「外」で有償の仕事をして収入を得、女性は外部からはなかなか見えない「家庭内」で日常的再生産と世代的再生産に不可欠な、無償で不可視の仕事をするのが効果的で効率的な労働の分業体制であるとされてきたことが、政策を正当化する根拠とされる。女性たちが労働市場に参入するよう、奨励されるにつれて、多くの人々は、男性も女性も、女性は働いて収入を得るとしてもそれは経済的に完全に独立できるほどではないし、どちらにしても家庭に関わる仕事の大部分は女性が負担する、つまり、女性には「2つの仕事と2つの勤務時間」があつて当然と、思い込んでいる。

2030年には男性も女性も50%にしなければという昨今、日本の30代の女性たちは、男性の6.2倍もの時間を家庭での家事、育児、その他の介護に費やしており、同じ世代の男性たちは女性の1.9倍の時間、職場にいと、最新の男女共同参画白書は指摘する。それは確かに「卵と鶏」状況で、男性たちは信じられないほど長時間労働をしているので、家庭内での仕事の大部分を分担することはできないが、反面、誰かが家庭内の仕事の大部分を担っているので、そのような長時間労働が可能になっている。女性たちが男性たちと同じように長時間労働をするならば、家庭での仕事を負担するだれかを探さなければならないが、女性が家庭での仕事を負担してもらえよう誰かを探すのが労働市場では難しいというだけでなく、誰か他の人に家庭での仕事を頼むこと自体が女性としては失格と条件づけられてきた多くの女性たちにとっては心理的にも難しい。要するに、女性たちは経済的に扶養されることで社会的な期待に込んでいると信じさせられているのである。この社会規範は、やがてたくさんの年金を受給することになる男性にとっては非常に有利な話であり、明らかに、自分だけの年金と経済的な独立を放棄した扶養される女性たちにとっては不利な事態である。

2018年に、国会は、政党が衆議院、参議院、そして、地方議会の議員選挙を実施する際に、候補者の数ができる限り男女に関して均等を目指すよう努力することを政党に対して奨励するという政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を成立させた。これは政党を問わず、政治家たちに対して多くのNGOが、政治における女性の参画の重要性について説明し、働きかけた成果であった。日本の法律ではよくあるように、この法律も政界の指導者たちに女性候補者を選ぶよう、誘導するものであり、そうしなかったことに対して何も制裁、処罰はない。政権政党は、例えば2019年の参議院選挙では15%未満しか女性候補者を公認しなかった。最も頻繁に聞く言い訳は、女性はなかなか当選しないし、候補者としてふさわしい女性は少ないというものである。女性候補者について真面目に考えているのか疑わしいし、政治は、そして、政策形成や決定に関わることは女性にふさわしい仕事だと考えていないようでもある。昔からの慣習ややり方を、それとなく誘導するだけで変えるのは難しい。

そうすると、次は、さまざまな段階で多様な代表を確保するために色々な集団に対してクォータ（一定数の代表割り当て）を設けるか、男女交互に候補者リストを作成する仕組みを導入することになるかもしれない。世界経済フォーラムが公表するグローバル・ジェンダー・ギャップ指数における順位を改善するには、他に手立てはない。

2016年、女性に対する差別撤廃委員会は、以前に勧告した問題についてまだ何もしていない、そして、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の期待に応えていない立法府に対して実現に必要な手段を取るよう、求めた。つまり、さまざまな社会的少数者集団に属する女性に対する複合的な女性差別をも射程に入れた、女性に対する公的私的な領域における差別に関する包括的な定義を導入して条約を国内法化すること、パリ原則に合致する独立した国家機関としての人権機構を設立すること、そして、条約に関する選択議定書を批准することである。（2020年には）同一労働同一賃金、（2022年に施行されることになっている民法改正で）婚姻年齢の男女差解消に関してはある程度の進展があったが、職場その他における悪質な嫌がらせはまだ犯罪とはなっていない。さらに女性たちを失望させたのは、証拠には立脚しないが、社会的には受け入れやすい、女性の医師の大部分は妊娠したら、出産したら、子どもの育児を理由に仕事を辞めるから、入試において差別的に取り扱うことには理由がないわけではないという説明とともに、大学自らが教育の機会平等を奪ったことである。

例えば、選択的夫婦別姓は、希望者に選択する機会を与えるだけであって、夫婦別姓に賛成しない人々に対する強制ではないので、決して実施が困難な制度には見えない。だが、最初の法案提出の準備から約四半世紀たち、世論調査では支持者が不支持者を上回っているにも関わらず、社会のジェンダー構造を破壊するこの考えは攻撃にさらされている。国際婦人年連絡会は、市民社会の一員として、政府に対して女性に対する差別撤廃委員会の重要な勧告に従って、条約の国内法化という宿題をちゃんと実現するよう、一生懸命、働きかけている。私たちは、夜明けが間近であると信じている。

国連婦人年連絡会は、日本の社会規範に組み込まれた無意識の偏見は女性の完全かつ効果的にあらゆる局面における参加に対する巨大な障害であると信じている。なんらかの形の偏見は政府にだけでなく、私たちにもある可能性がある。若い世代からの意見は、無意識の偏見の危険を十分認識していることを示している。「平等、開発、平和」というよりよき社会を目指す私たちは、問題ある無意識の偏見を明らかにし、あるべき平等な社会を構築するため、女性と男性がともに完全に参加することができると信じている。